

第3次遠軽町行政改革大綱

平成29年2月

遠 軽 町

はじめに

国、地方を通じ、危機的な財政状況の中、「平成の大合併」により遠軽町が誕生してから10年が経過しました。

新遠軽町の発足を、ゼロからのスタートと位置づけ、新しい視点からの行政サービス全般を見直し、新たな町として行財政運営を確立するため、遠軽町行政改革推進委員会の答申を受けて策定した第1次及び第2次遠軽町行政改革大綱に基づき、職員の定員適正化や補助金・負担金等の見直し、公共施設の統廃合等に取り組んでまいりました。

平成23年7月に策定した遠軽町行政改革大綱による改革の取組につきましては、平成27年度をもって満了いたしましたが、地方分権にふさわしい町民主体の魅力あるまちづくりの実現と、将来にわたる安定した行財政基盤を確立するため、引き続き行政改革に取り組んでいく必要があります。

そのため、遠軽町のさらなる発展に向け「第3次遠軽町行政改革大綱」を策定し、町民の皆様に行政を身近に感じていただけるように、これまでの取組みを踏まえ、行政改革を推進してまいります。

平成29年2月

遠軽町長 佐々木 修一

目 次

1	これまでの取組	1
2	行政改革の必要性	2
3	取組期間	2
4	推進体制	2
5	進行管理	3
6	基本的な考え方	3
7	改革の基本方針及び重点項目	4

1 これまでの取組

平成17年度以降から取り組んできた本町の第1次及び2次に掲げた行政改革の目標は、各次の大綱において『持続可能な自治体運営の確立』と位置づけ、4つの基本方針を柱とした取組を進めることにより、町民、議会、行政が一体となった効率的かつ効果的な自治体運営を目指してきました。

また、それぞれの具体的な実施項目、目標年度等については、各次の推進計画で重点項目及び主要取組を掲げ、年次的に実施、目標達成に向けた取組を進めてきました。

第1次遠軽町行政改革大綱

策定年度	平成18年3月
取組期間	平成17年度～平成21年度
目標	『持続可能な自治体運営の確立』
基本方針	<ol style="list-style-type: none">1 地域住民等と行政の協働の推進2 時代に即した行政サービスの推進3 効率的な行政運営体制の確立4 健全な財政運営の確立

第2次遠軽町行政改革大綱

策定年度	平成23年7月
取組期間	平成23年度～平成27年度
目標	『持続可能な自治体運営の確立』
基本方針	<ol style="list-style-type: none">1 町民と行政の協働の推進2 時代に即した行政サービスの推進3 効率的な行政運営体制の確立4 健全な財政運営の確立

2 行政改革の必要性

これまで、遠軽町行政改革大綱及び遠軽町行政改革推進計画に基づく10年間の取り組み期間中には、退職者欠員補充の抑制並びに、使用料・手数料、補助金・負担金及び公共施設の見直しを実施するなど、地方交付税の特例期間終了後に始まる段階的な減額、いわゆる一本算定までの対応を図ってきたところですが、広域・分散型の当町においては、安全・安心なまちづくり形成に係る経費や各地区で同種同機能を有する公共施設が必要であり、合併によるスケールメリットが働くかず、多くは合理化が困難な現状にあります。

この現状は、広大な行政面積を有する道内の合併市町においても同様であり、合併当初には見込めなかった同制度を合併市町の現状に鑑みた制度となるよう、当町が北海道合併22市町と連携し、国に対して要望活動を行った結果、特例期間終了後に減額予定であった交付税を約7割確保することができました。

しかしながら、当町においては、人口減少や少子高齢化の進行による税収の減少や、社会保障費の増大に対応するためにも、安定的な行政運営の確立は重要であり、人員も最小限度にとどめ、事務の効率化を継続的に図るため、行政改革に取り組まなければなりません。

3 取組期間

本大綱による取組期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

4 推進体制

(1) 組織体制

ア 遠軽町行政改革推進本部

行政改革を積極的に推進するため、府内に町長を本部長とし部長級等の職員からなる「遠軽町行政改革推進本部」を設置し、行政改革推進についての具体的な内容の協議や行政改革全般の統括を行います。

イ 遠軽町行政改革推進委員会

本町の行政改革大綱の策定及び進捗状況、その他行政改革の推進に関する事項を調査審議する機関として「遠軽町行政改革推進委員会」を設置します。

(2) 遠軽町行政改革推進計画

行政改革を効果的に推進するため、本大綱に基づく具体的な重点項目、主要取組及び実施概要、目標年度等を明記した行政改革推進計画を策定します。

5 進行管理

行政改革を推進するに当たり、職員一人ひとりが本大綱の内容について共通認識を持つことにより、行政改革の取組を実行し、適正かつ効率的な進行管理に努めます。

また、行政改革に関する進捗状況などについては遠軽町行政改革推進委員会や町議会に報告するとともに、広報紙やホームページなどで広く町民に公表・周知します。

6 基本的な考え方

本町のまちづくりの基本理念は、平成27年3月に策定した『第2次遠軽町総合計画』において「ふるさと遠軽を誇りに思う強い絆で結ばれたまちづくりを目指す」と掲げており、また、その基本理念を踏まえ、豊かで活力あるふるさと実現のためのまちづくりの方向性を「森林と清流 つくる・つながる にぎわいのまち」としています。

平成23年度から平成27年度を取組期間とした前大綱では、行政改革の目標を「持続可能な自治体運営の確立」と位置付け、四つの基本方針に沿った効率的・効果的な自治体運営の推進を目指してきました。

本大綱による行政改革の基本的な考え方として、前大綱で定めた目標及び目標達成のための基本方針を勘案し、かつ、常に変革する社会経済情勢や地域の課題、町民ニーズ等に柔軟に対応することのできる自治体運営システムを構築するとともに、町民と行政が一体となり「強い絆で結ばれたまちづくり」意識をさらに高めることによって、第2次遠軽町総合計画に掲げる町がめざすべき理想像の実現を目指すこととします。

目 標

『持続可能な自治体運営の確立』

基本方針

- 1 連携と協働による行政の推進
- 2 町民ニーズに即した行政サービスの推進
- 3 効率的で効果的な行政運営体制の確立
- 4 健全な財政運営の確立

7 改革の基本方針及び重点項目

基本方針1 連携と協働による行政の推進

【重点項目】

(1) 町民との協働の推進

様々な地域の課題や多様なニーズに対して、町民と行政との連携・協働を進めることにより、それぞれのアイディアを最大限にいかしたまちづくりに努めます。

(2) 情報共有の推進

行政の情報を発信することにより、町民と行政との連携・協働を進める上での共通意識を醸成し、町政に対する公正の確保と透明性の向上を積極的に進めます。

(3) 連携による取り組みの推進

社会経済情勢の変革による行政課題や複雑・多様化する行政需要などに対応するため、関係団体との連携強化を図り、課題解決に向けた取り組みを推進します。

基本方針2 町民ニーズに即した行政サービスの推進

【重点項目】

(1) 町民サービスの向上

最小の経費で最大の効果を上げることを基本に、町民の要望や意見を幅広く集約し、より質の高い町民サービスを提供します。

また、行政手続等の簡素化と迅速化を図るとともに、利便性の向上と町民満足度を高める取組を推進します。

(2) 行政評価制度の充実

町民の視点に立った行政を推進するため、行政評価によりその目的と効果を明らかにし、目標を設定した上で取り組みます。

(3) 民間活力の導入

広範にわたる事務事業を効果的に推進していくため、経費の削減や町民サービスの向上が図られるものについては、指定管理者制度の活用や民間委託等の民間活力の導入に努めます。

(4) 行政情報化の推進

高度化し続ける情報・通信技術に対応できるよう、通信環境の整備や情報保護対策に努め情報化を推進します。

基本方針3 効率的で効果的な行政運営体制の確立

【重点項目】

(1) 効率的で効果的な組織体制の形成

町民ニーズに答えるためには迅速な対応とスピーディーな意思決定が重要であることから、職員の責任と権限を明確にし、高度化・複雑化する社会情勢に対して効率的かつ効果的に処理できる組織体制を構築します。

(2) 定員管理及び給与の適正化等

定員管理については、将来の厳しい財政状況を見据え、計画的に職員数の管理をします。

給与については、業務の性格や内容を踏まえつつ、原則として国家公務員の給与制度に準拠して運用します。

(3) 人材育成の推進

常に町民の目線に立ち、町民に分かりやすい行政運営を行うことができる資質の高い人材の育成に努めることが重要であり、職員一人ひとりの意識改革を促します。

(4) 事務事業の見直し

限られた行政資源（人材・財源・施設等）を最大限に有効活用するため、P D C Aサイクルの徹底により常に事務事業の点検及び検証を行い、事務の効率化等に努めます。

(5) 公共施設の効率的な活用

公共施設の管理のあり方や利用者のニーズ、利用状況を的確に把握することにより、施設維持管理の適正化、効率的な活用についての検証を行います。

また、「遠軽町公共施設等総合管理計画」に基づき、人口や地域実情に見合った適正な規模とあり方を検討します。

基本方針4 健全な財政運営の確立

【重点項目】

(1) 財政の健全化

限られた財源の中で最大限の公共サービスを提供できるよう、中長期的な視点に立った計画的な財政運営を行います。

(2) 経費の節減・収入の確保

経費の節減については、引き続き事務事業等の見直しによる行政コストの節減に努めます。

収入の確保についても、町税等の徴収率向上や滞納対策の強化、広告料収入等の推進に努めるとともに、使用料・手数料などの収入についても、受益

者負担の適正化を図りながら自主財源の確保に努めます。

(3) 補助金等の整理合理化

団体等に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について点検・検証を行います。

(4) 公共工事のコスト縮減と情報公開

公共工事については、地域の実情等も勘案しつつ、コスト縮減に努めます。

また、公共工事の入札・契約については情報の公開などを行うことにより公正の確保と透明性の向上を図ります。